

事業者の皆様へ ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が入札談合に関わることは、法律で禁止されています。



入札談合等関与行為



①談合の明示的な指示

（具体例）

- ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

（具体例）

- ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

（具体例）

- ・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
- ・公表前の発注情報（入札予定）の教示、示唆
- ・入札参加希望者の教示、示唆
- ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆



④特定の談合の帮助

（具体例）

- ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
- ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により**失職します**。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

○○森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、受付窓口（○○課○○係、又は、総務グループ）へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。



②事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応

- ・不当な働きかけとは、
予定価格を聞き出す行為  入札参加業者を聞き出す行為
技術評価点を聞き出す行為  公表前の発注情報等を聞き出す行為
などです。
- ・不当な働きかけがあった場合は、
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

○物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが禁止されています。

- ・金銭や物品の贈与（手土産の菓子含む）
- ・酒食等のもてなし（接待）
- ・車での送迎など、無償でのサービス提供
- ・一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- ・金銭の貸付け
- ・無償での物品や不動産の貸付け など

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

金銭や物品の贈与

-  たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
-  国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

酒食等のもてなし(接待)

-  公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合はOK
 -  多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合はOK
 -  割り勘で飲食を共にする場合はOK
- ※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

車での送迎など、無償でのサービスの提供

-  職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合はOK

一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

-  公務員が自身の費用を負担した場合も違反

金銭の貸付け

-  金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合はOK

未公開株式の譲渡

-  有償であっても無償であっても違反

無償での物品や不動産の貸付け

-  訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合はOK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- あなたの事業を所管している部局の担当職員
- 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索

※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

